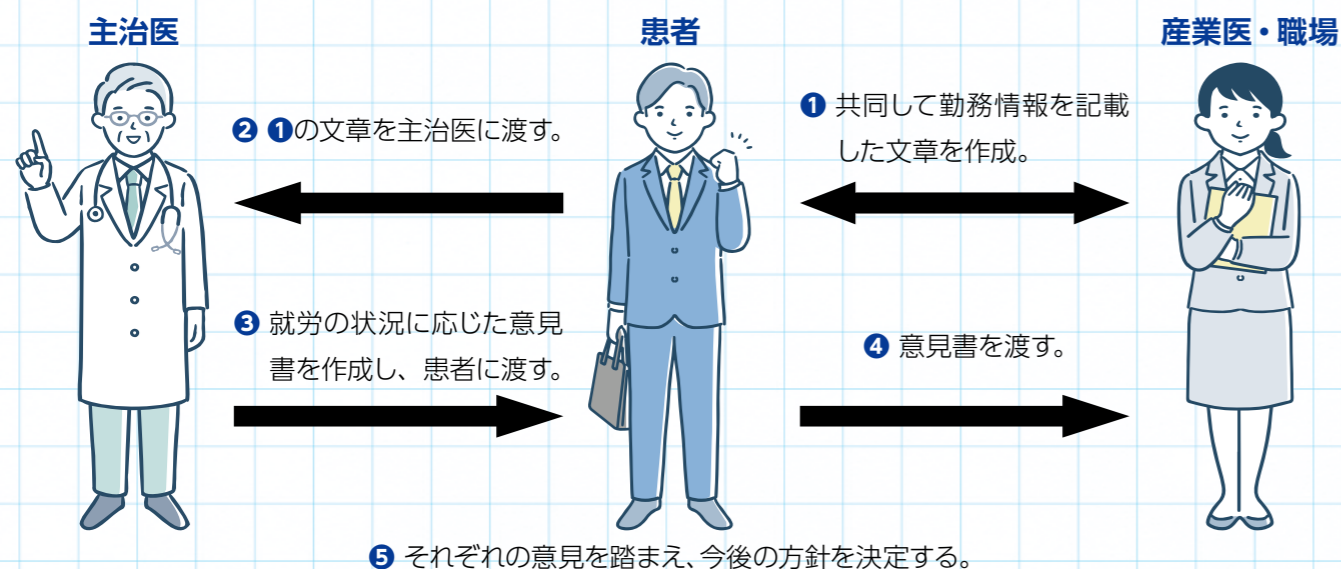


治療と仕事の両立支援を行っています

支援の流れ

相談員・看護師・医師のどれかに、治療と仕事の両立についてお困りのことをご相談ください。
 以下の流れで支援を行います。



対象となる疾患

- ▶ がん ▶ 悪性腫瘍
- ▶ 心疾患 ▶ 糖尿病
- ▶ 脳梗塞、脳出血、くも膜下出血その他の急性発症した脳血管疾患
- ▶ 肝疾患（経過が慢性なもの） ▶ 若年性認知症
- ▶ 指定難病の受給者証をお持ちの人

両立支援のメリット

- ▶ 病状に沿った働き方の提案ができるため、職場からの理解が得られやすい
- ▶ 保険診療となるため、職場提出用の診断書の料金が比べ安価
- ▶ ご希望の人は、阿蘇医療センターの両立支援コーディネーターまでご相談ください。

個人の方 遺言・遺産相続・借金・離婚・成年後見・交通事故など
企業の方 企業法務・労働問題・紛争トラブル・商標・著作権など

完全予約制
 相談料 / 30分 5500円
 受付 / 9:00~17:30 (土日祝休)

幅広く取り扱っております お気軽にご相談下さい

熊本県弁護士会所属
 弁護士 吉田孝充
 弁護士 松岡智之
 弁護士 高瀬真哉
 弁護士 笠賢太郎

法テラスもご利用いただけます
 熊本・荒尾事務所もございます

弁護士法人ひのくに お悩みの際には
 阿蘇市内牧963-11 (パチンコプロス駐車場内) TEL 0967-32-3363

後期高齢者医療 被保険者の皆さまへ

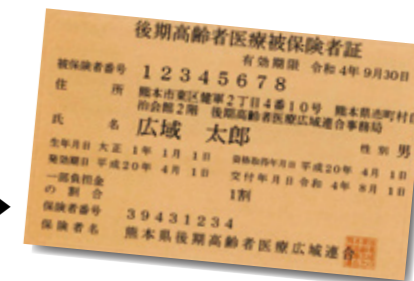
問 ほけん課
 高齢者支援係
 ☎ 22-3145

8月1日(月)から被保険者証が新しくなります

現 在お持ちの保険証（黄色）の有効期限は、7月31日(日)までです。新しい保険証（オレンジ色）は、7月中に簡易書留で郵

送します。
 ※ 詳しくは7月上旬に案内を送付予定です。

8月からの新しい保険証 ▶
 有効期間は8月1日～9月30日



窓口負担割合

- 同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、住民税の課税所得が145万円以上ある人がいる世帯の被保険者 → **3割**
- 上の条件に当てはまらない世帯の被保険者 → **1割**

新しい保険証に記載の窓口負担割合は、令和4年度の住民税の課税所得をもとに判定しています。

Check 今年度は保険証を2回交付

10月1日(土)から病院などでの窓口負担割合で2割負担が新設されることによるものです。
 2回目の新しい保険証は9月中に簡易書留で郵送します。

限度額適用・標準負担額減額認定証も新しくなります

すでに持っている人

現在の「限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)・「限度額適用認定証」(桃色)の有効期限は7月31日(日)までです。
 引き続き対象となる人に、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」(薄青色)・「限度額適用認定証」(桃色)を7月中に郵送します。

まだっていない人

「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」を外来・入院で受診するときに利用すると、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。世帯全員が非課税の人と、住民税課税所得が690万円未満の人が対象です。

申請先 ほけん課 高齢者支援係
必要なもの 被保険者証、本人確認書類